

エキスパート登録 **専門家から** の
ワンポイント
アドバイス

税理士 中山美香

【略歴】

香川県内において夫婦で税理士事務所を開業しています。法人税、所得税の申告のほか、最近では事業承継や相続税の申告も積極的に行っています。



インボイス制度における売り手側の留意点について説明します

①インボイスの交付義務

課税事業者である取引相手に求められた場合は、原則としてインボイスを交付する義務があります。

②返還インボイスの交付義務

過去の取引について返品や値引きなど売上に係る対価の返還等を行う場合は、売り手は買い手に対して返還インボイスを交付する義務があります。

③修正インボイスの交付義務

交付したインボイスに間違いがあった場合、修正したインボイスを交付する必要があります。修正したインボイスの交付方法は、改めて記載事項の全てを記載した書類等を交付する方法と修正した箇所のみを明示した書類を交付する方法などがあります。

④写しの保存義務

交付した上記①～③のインボイスを、原則として7年間保存する義務があります。ただし、3万円未満の公共交通機関による旅客の輸送（航空機を除きます）など、インボイスを交付することが困難な取引については、交付義務が免除されます。

次に、買い手側の留意点についてです

①仕入税額控除の適用

インボイス制度が導入された後は、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載したインボイスの保存が必要になります。売り手が免税事業者や消費者でインボイスが交付できない場合は、買い手はこのインボイス保存の要件を満たすことができないので、原則としてその分の仕入税額控除はできないこととなります。

②保存が必要な請求書等

買い手が仕入税額控除の適用を受けるために必要な書類は、「売り手が交付したインボイスや簡易インボイス」「買い手が作成して、相手方の確認を受けた仕入明細書等」「電子インボイス」などです。

③帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

仕入税額控除の適用には、原則として請求書等の保存が要件となりますが、3万円未満の公共交通機関による旅客の輸送などの取引については、インボイスの保存が不要となり、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高をもとに納付税額を計算するので、今までどおりインボイスの保存は仕入税額控除の要件ではありません。この点はインボイス制度導入後も変更なしです。

エキスパート・バンクとは？

各分野の専門家が、経営上・技術上の様々な問題に対して、直接事業所を訪問し、問題解決に向けての支援・アドバイスを行います。

例えば、

ターゲットとする顧客層に最適なSNSの活用方法を知りたい。
 クラウドサービスを導入するにあたって、運用ルールを決めておきたい。
 といった取り組みを応援します。

1テーマ2回まで無料となっておりますので、ぜひご活用ください。

■ ご相談・お問い合わせは、最寄りの商工会まで ■